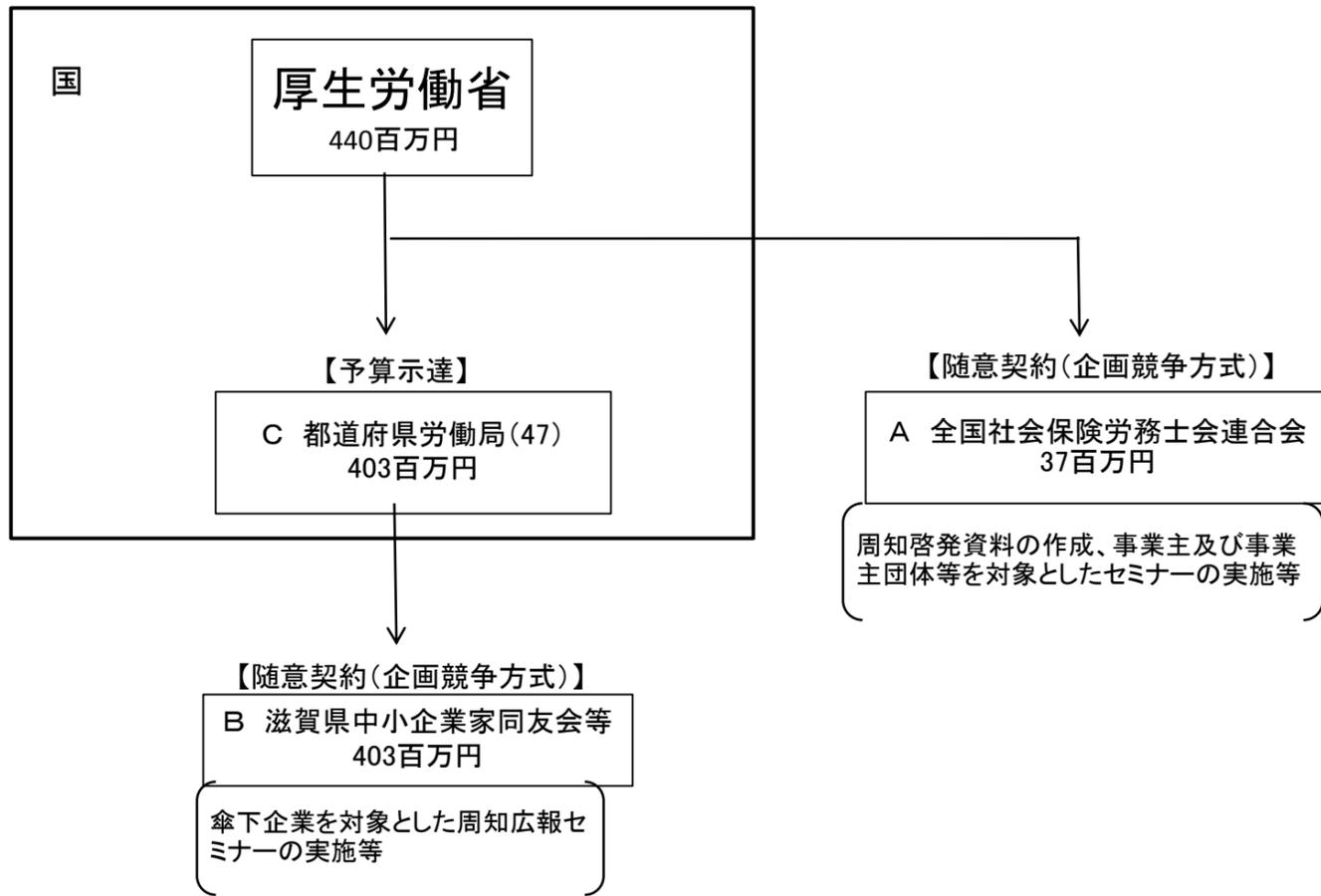


平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	希望者全員65歳雇用確保達成事業	担当部局庁	職業安定局高齢・障害者雇用対策部	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度(開始)・平成24年度(終了)	担当課室	高齢者雇用事業室	高齢者雇用事業室長 吉野 彰一			
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定	政策・施策名	IV-3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること				
根拠法令(具体的な条項も記載)	雇用保険法第62条第1項第5号	関係する計画、通知等	高年齢者等職業安定対策基本方針(平成21年4月1日厚生労働省告示第252号)				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢が段階的上げられていくことから、60歳以上の高年齢者の雇用の安定を図るため、全ての企業において希望者全員が65歳まで働ける制度の早期導入を図ることを目的とする。						
事業概要(5行程度以内。別添可)	制度導入を図るため行政・経済団体・労働団体など関係セクターが連携し、その協力体制の下、各都道府県下の主要な事業主団体等を通じ、その全ての傘下企業等を対象として集团的に指導・助言を行う。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		当初予算		557			
		補正予算					
		繰越し等					
	計			557			
	執行額			440			
執行率(%)			79.0%				
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(年度)
	アンケートにおいて、希望者全員が65歳まで働ける制度導入の必要性について理解が深まったと回答した企業の割合	成果実績	%	-	-	95.1%	-
		達成度	%	-	-	80%	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	セミナー参加企業数	活動実績(当初見込み)	社	-	-	20,823	-
					-	(-)	(14,100社)
単位当たりコスト	21,128(円/社)	算出根拠	平成24年度執行額(439,957千円)を平成24年度セミナー参加企業数(20,823社)で除して得た額。				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求				
	計						

事業所管部局による点検					
	項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	改正高齢法を円滑に施行するため、国が責任を持って制度を普及させる必要がある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	改正高齢法を円滑に施行するため、国が責任を持って制度を普及させる必要がある。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	改正高齢法を円滑に施行するために実施するものであり、優先度の高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		△	改正高齢法等について効果的かつ効率的に周知・啓発を行うため、企画競争にて選定している。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	改正高齢法を円滑に施行するために必要な経費を支出しており、妥当な水準である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	改正高齢法を円滑に施行するために必要な経費を支出しており、真に必要な経費のみ支出している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	受託者との契約が遅延したことによる。	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	見込んでいた参加者数(14, 100社)を大きく上回る結果(20,823社)となっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検結果	<p>本事業は改正高齢法及び関係政省令等を周知するために必要な事業であり、また委託先も企画競争により事業内容を精査したうえで決定するなど、事業実施方法も適切である。</p>				
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
—	—				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
—	—				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	—	平成23年	—	平成24年	新24-0019

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.全国社会保険労務士会連合会			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
雑役務費	改正高齢法セミナー・研修会開催	13			
	新聞広告及び特設ホームページ作成	7			
人件費	団体等に対する相談・援助等を行う支援員	7			
印刷製本費	改正高齢法周知リーフレット作成	6			
管理費	賃借料、光熱水料、支援員の活動費	2			
消費税	委託費に係る消費税	2			
計		37	計		0
B.滋賀県中小企業家同友会			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	事業主に対する相談等を行う相談員	4			
雑役務費	改正高齢法講習会の開催	1			
	機関誌及びホームページ掲載	0.5			
管理費	賃借料、光熱水料、消耗品購入費	0.7			
旅費	事務局・相談員の普及・啓発旅費	0.6			
消費税	委託費に係る消費税	0.1			
計		7	計		0
C.滋賀労働局			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
委託費	周知広報セミナーの実施等を委託	7			
計		7	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.全国社会保険労務士会連合会

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	全国社会保険労務士会連合会	改正高齢法及び関係政省令等に係る周知・啓発	37	1	100%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.滋賀県中小企業家同友会等

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	滋賀県中小企業家同友会	希望者全員65歳まで雇用される継続雇用制度の導入支援及び改正高齢法周知	7	1	100%
2	富山県社会保険労務士会	希望者全員65歳まで雇用される継続雇用制度の導入支援及び改正高齢法周知	7	1	100%
3	新潟県中小企業団体中央会	希望者全員65歳まで雇用される継続雇用制度の導入支援及び改正高齢法周知	7	1	99.3%
4	山口県中小企業団体中央会	希望者全員65歳まで雇用される継続雇用制度の導入支援及び改正高齢法周知	7	1	100%
5	労働保険事務組合労務事務指導協会	希望者全員65歳まで雇用される継続雇用制度の導入支援及び改正高齢法周知	7	1	100%
6	(社)愛媛県法人会連合会	希望者全員65歳まで雇用される継続雇用制度の導入支援及び改正高齢法周知	7	1	97.9%
7	(財)ひろぎん経済研究所	希望者全員65歳まで雇用される継続雇用制度の導入支援及び改正高齢法周知	7	1	100%
8	徳島県経営者協会	希望者全員65歳まで雇用される継続雇用制度の導入支援及び改正高齢法周知	7	1	98.5%
9	栃木県経営者協会	希望者全員65歳まで雇用される継続雇用制度の導入支援及び改正高齢法周知	7	2	98.9%
10	東大阪経営者協会	希望者全員65歳まで雇用される継続雇用制度の導入支援及び改正高齢法周知	7	4	99.8%

C.都道府県労働局

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	滋賀労働局	希望者全員65歳まで雇用される継続雇用制度の導入支援及び改正高齢法周知を委託	7		
2	富山労働局	希望者全員65歳まで雇用される継続雇用制度の導入支援及び改正高齢法周知を委託	7		
3	新潟労働局	希望者全員65歳まで雇用される継続雇用制度の導入支援及び改正高齢法周知を委託	7		
4	山口労働局	希望者全員65歳まで雇用される継続雇用制度の導入支援及び改正高齢法周知を委託	7		
5	北海道労働局	希望者全員65歳まで雇用される継続雇用制度の導入支援及び改正高齢法周知を委託	7		
6	愛媛労働局	希望者全員65歳まで雇用される継続雇用制度の導入支援及び改正高齢法周知を委託	7		
7	広島労働局	希望者全員65歳まで雇用される継続雇用制度の導入支援及び改正高齢法周知を委託	7		
8	徳島労働局	希望者全員65歳まで雇用される継続雇用制度の導入支援及び改正高齢法周知を委託	7		
9	栃木労働局	希望者全員65歳まで雇用される継続雇用制度の導入支援及び改正高齢法周知を委託	7		
10	大阪労働局	希望者全員65歳まで雇用される継続雇用制度の導入支援及び改正高齢法周知を委託	7		